岡田吉央　沖縄・生物多様性市民ネットワーク　豊見城支部 事務局長

沖縄の亜熱帯生物資源が産業振興の源泉と成るとの考え方は、数拾年来語られて来た。バイオテクノロジーの到来とも呼応して多くの取り組みがあり、特に近年は産学官連携での健康食品分野などでは一定の成果も出て来ている。しかし、特筆すべき程の成果という事では、特に高付加価値の産業分野として期待される医薬品分野に於いては未だ商業的な利益は挙がっていないと見るべきかもしれない。狭隘な離島国の日本の中の、さらにその 1 パーセントにしかならない離島県の沖縄は歴史的に日本の中で特異な位置付けがされて来ている。それは国際社会に於いてはより顕著である。

視点を変えて、グローバルな現在の世界で見てみると、生物資源を巡る産業振興の形も今後は異なって来るかも知れない。その意味では生物多様性条約の世紀の到来は時期を得ていると言えるかもしれない。生物多様性、特に ABS については国内制度整備が進みつつある中で、沖縄の進み方が注目を浴びている様に聞くが、良くも悪くも沖縄の現状は未成熟というべきだと思う。

少し広い視点から考えると、生物多様性条約の ABS 条項は日本国内で進みつつある地域主権の制度と大きく関わるので、一括交付金制度や一県一道州の制度を進めつつある事から考えれば、今後進むはずの国制度と地域制度の整備で沖縄がイニシアティブを取って行く事は他県と比べれば最も可能性が高いように思う。

その際に重要と成るのは、「国内での利益対立はない」という前提では制度設計を間違う事に成るし、世界の潮流とも相容れない事と成る。「当然に利益対立は有る」という前提で国と地域の制度整備を進めなければ生物多様性条約の世紀には対応が出来ないだろう。これはグローバルな世界の中で、この問題についての日本のポジショニングを決定づけるものと成るはずである。

今回は以下の内容を報告して ABS に関して日本/沖縄の提供側としてのポテンシャルに関して地域での取り組みの事例紹介とし、議論の材料に供したい。

・私の Back Ground
・沖縄の生物資源活用の概観
・沖縄の歴史
・生物多様性条約との関係
・COP10 での沖縄の取り組み
・沖縄の生物多様性の現状―環境と法制度―
・沖縄で ABS 法制度整備の現状